

# 筑西市議会総務企画委員会

## 会 議 録

(令和5年第1回定例会)

筑西市議会

## 総務企画委員会 会議録

### 1 日時

令和5年3月7日(火) 開会：午前10時 閉会：午前11時38分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

議案第7号 筑西市建設計画の変更について

議案第8号 令和4年度筑西市一般会計補正予算(第9号)のうち所管の補正予算

議案第12号 筑西市附属機関に関する条例の一部改正について(分割付託)

議案第13号 筑西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第14号 筑西市税条例等の一部改正について(分割付託)

請願第4号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願(継続審査)

---

### 4 出席委員

委員長	藤澤 和成君	副委員長	田中 隆徳君		
委員	石嶋 巖君	委員	小倉ひと美君	委員	増淵 慎治君
委員	尾木 恵子君	委員	堀江 健一君	委員	榎戸甲子夫君

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 鈴木久美子君

---

委員長 藤澤和成

○委員長（藤澤和成君） それでは、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付しました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後執行部入室していただき、市建設計画議案1案、補正予算議案1案、条例議案3案について所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それではまず、請願第4号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願」について審査を願います。

既に請願提出者から説明と意見等の陳述が終了しております。また、この請願は意見書の提出を求めています。参考としてお手元に意見書（案）を配付しております。

それでは、請願第4号について協議を願います。ご意見をお願いしたいと思います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） ぜひ今回の常任委員会で、この消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書、ぜひ皆様のご協力で決議していただきたいと強く思います。茨城新聞の県民の声で、那珂市の〇〇〇さんという方が投稿されたのですが、ちょっとご紹介させていただきます。インボイスで経済縮小懸念ということで、消費税免税業者に対し、増税か廃業かを迫るものになっているということで、ちょっと飛ばしますが、個人タクシー、プロ野球選手、土建業の一人親方、駐車場経営者、農家など多岐にわたるということで、1,000万円以下ですから、消費税免除されておりますが、益税だからその不公平の是正は当然との主張もあるが誤りだ。消費税は、事実上事業者が行う商品の販売や役務の提供などの取引に課税するもので、小規模事業者の納税免除は消費税法9条に定められているということで、仕入れ税額控除ができず、益税どころか損税になっている。制度導入は、免税事業者を取引から排除するのが目的のようだ。事業者が減れば、経済活動の縮小につながるということでありますので、ぜひともこのインボイス制度、ご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 今、石嶋委員がおっしゃった記事私も読みました。私は真っ向から反対です。意見にね。そもそもインボイス制度ができた背景には、国の方針は1,000万円以下の今まで消費税を免除していたという方々にも公平に1億円でも10億円でも1,000万円以下でも、やはり公平に税を取るべきだというのが党の考えだし、私もそう思うのです。というのは、1,000万円以下で999万円でも免税になっても、お客様からは消費税を取っているのです。そういう業者がかなり多いのです。それは、今のおっしゃった職業の中には苦しい方もありますが、税の負担というのは全て公平であるべきというのが私らの考えで、そもそもこの消費税導入の際にはあまりの極端ということで、むしろ緩和策ではない、そういう制度をつ

くったのですが、ここに来て国も厳しい状況であるから、やはり公平に税を取ろうというのがこのインボイス制度ですから、ちまたあちこち反対論もありますが、それ以上に肯定論もありますから。私は、999万円の企業も、会社も1,100万円の会社も同じです。年間四、五百万円という零細企業もありますが、それとお客様からは税を取っていて、それが利益になっているわけです。益税と言いますが、その益税でさえもこれは高額な売上げを上げている方と同じように、やはり税とは公平にすべきだというのが私の意見でありますから、私はこの意見書には反対です。

○委員長（藤澤和成君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 石嶋委員も榎戸委員、全くお二人の意見、全くなのです。私も小さい商売やらさせていただきます。私は、もちろん商事ではお客様から預かったものですから、適正に納税はしてきていますけれども、これはもう何度か議論している中で、過日の新聞の中でこのインボイスの資格、それをなくても取引はできると。企業が出てきているのです、大手企業が。このインボイス制度の中で非常に商いを、商売をするときに、その証明がなくて、商売ができなくなるので、非常に1,000万円以下の企業は大変だという中でいろいろ議論をしています。会議所でもやりました。私らのグループでも、税務署に来ていただいて。本当税金ですから、預かったもの。でも、最近の状況を見ると、企業なんかもそれはなくてもいいという状況があるので、私は早急そういう企業も出てきているので、もう少し状況見ても、一応政府は10月からスタートするというふうに言っていますけれども、救済の制度はどんどん、どんどん企業でできているのが現状なのです。だから、中止もいいです。そういう意見もありますけれども、私はこの制度については、再度何か継続にしてもいいのではないかなというふうに思っています。私はそう思っています。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 10月から始まるということで、国の8割が法人、残りの十何%が個人事業主の制度であります。これ10月から始まるということで、皆さんその残りの10%の人も制度に向けてもう準備しています。ここで廃止なんてことになったらまた混乱が起きて、どうしようもなくなってしまう。そして、先ほど益税ということで話ありました。これは法人であっても個人事業主であっても、これは納税者はお客さんであって預り金ですから。ただの本当に預り金なので、その辺のところを、それで取引を中止するなんという事例が出たときには、そこには公正取引委員会もありますし、労働基準監督署もありますが、そこでやっぱりそういう事例が出てきたときには、やはりそれに従って粛々とそういう個人事業主に対して救済措置が今後できてくると思いますし、やっぱりつくるべきだと思います。ですから、私はもうこれを粛々と採決していくべきだと考えます。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） 私もいろいろ皆さんのご意見を聞いて、なるほどな、いろいろ吟味しましたように、税金はやっぱり公正公平でなくてはならないなと私は思っています。やっぱり1,000万円以下の人は今まであれば益税ですよ、早く言えば。それがなくなるから大変だということで騒いでいるわけですが、もう税金はやっぱり公正公平のほうがいいのかなと私は考えます。短い話なのですが、そういうことです。よろしくお願ひします。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 私は、公正公平な税制度は全く賛成であります。この消費税はどこに、特にこのインボイスもそうですけれども、問題があるかという、そもそも消費税は収入のない子供からも学用品からも子供のおやつからも消費税取るわけです。それとあと亡くなって葬式やった、亡くなった人からも取る、そういう制度でありまして、それと益税ということが出ていますけれども、例えば80円で仕入れて100円で売する場合でも、80円で10%の8円の消費税があるわけです。ですから、その益税ではなくて、この個人事業主にとっては損税になっているということがあられるわけです。ですから、所得税の税制とこの消費税の税制を区分けして捉えることが必要なのかなというふうに思います。

それと、これ豊田税務署、愛知県にあります。豊田税務署は、税収が4,000億円あります。ところが、トヨタ自動車に消費税の戻し税で6,000億円払うから、あのでかい豊田税務署は2,000億円の赤字になっているのです。ですから、そもそもこの消費税の問題で、さらにはこのインボイスの問題があるわけです。ですから、その益税になるというところが、直接10%預かって、それが益税になるというふうに勘違いされているのかなというふうに思うのです。仕入れにもかかっているわけですから。まして、先ほども言いましたように、個人事業主999万円でも、免税になっていますということなのですが、そうした裾野の広い個人事業主が日本経済を支えているのです。インボイスの先には何があるかという、消費税の増税があります。ですから、そういう意味で、このインボイス制度の、これ意見書でありますから、ましてこの意見書で廃止が決定されるわけではありません。ですから、国に対して、筑西市議会ではこのインボイスは中止する意見書を出しますということで、国に対する意見です。そういう意味でぜひ賛成をお願いします。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 今、小学生もお年寄りからも税を取ると言うけれども、その対象者ではなくて、物につけられるのです。ですから、お大尽の子供さんが買う鉛筆も生活困窮者が買う鉛筆も税というの発生してしかるべきなのです。ですから、インボイス制度の間違いとかが言っていますけれども、その名前がこういうふうに難しくなっていますけれども、堀江委員がおっしゃったように、物が動く、消費税という、そのものが動くといったときにかかるのは、どういう単位会社であっても、老若男女になっても、みんな受け取るわけです、預かるわけです。預かったものはきちんと整理しましょうという制度をつけたのだから。だから、中小零細企業、1,000万円以下の企業が、商売なさっている方が、ダメージを受けると言っても、今までは益税という名前は使っていますが、今まではお客様から税をもらって、そのまま自分の利益にして、申告だけで税を納めてたのでしょ。だから、この際ですから、やはり公正公平にこのインボイス制度を使って、フリーターとか個人でやっている方もいらっしゃいます。でも、そういう方の事業内容、営業内容をきちんと精査して、きれいにしましょうというのがこのインボイス制度ですから。だから、共産党さんがおっしゃっているように、常に弱いものの味方というような感覚で私は聞いているのですが、これ弱いものではないのです。あくまでも、消費税という制度の中からきちんとしましょうという制度なのですから。そこ共産党は勘違いしているのだ。俺から言わせたら。

○委員長（藤澤和成君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 新しいものをやろうとすると、両極あるというの、これはいつもの常だと思っておりますけれども、この税制においてはやはり公平性という部分が一番大事かなと。今、8%だ10%だという部分でも軽減税率の部分が出てきてしまったから、その辺で分かりづらいという部分もあるので、その8%の部分と10%の部分もきちんと分けてというのも1つのあれにもなっているかと思うのです。ですから、

本当に事業者の方はもう今月いっぱい申請しないと、要するに課税というかあれにならないのですよね、事業者に。ですから、その辺、今ちょっと本当にいろいろな問題があるのは捉え方であるかとは思いますが、ここに来ては本当にこれから始めてみて、さらに問題があったらまたその時点でいろいろ考えていかなければいけないという部分も国は分かっているかと思しますので、まずは今の事態で、事態というか、インボイス制度をやろうという中ではちょっとやっぱりやってみて、海外でもいろいろな国も進めてやっていますので、本当に日本というのそういうデジタル的な後進国になっているかなというのがありますし、やっぱり国と相手になったときにもやはりそういう部分も必要かなというふうに思いますので、私もこの意見書の提出は反対です。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） すみません。所得税法と消費税を混同されているのかなというふうに感じました。消費税はこれ消費税が導入されて、これ平成なのですが、統計で言いますと、平成3年度、この筑西市に商店数が1,960店舗ありました。平成28年度は1,010店舗に激減しました。これは何かといいますと、消費税が8%、10%に値上げになって、この商店数が激減になった。こういう事実があります。さらに、世界の国ではとおっしゃいましたが、この3年余でコロナで経済が疲弊してきて、本当に大変な生活を余儀なくされて、生理の貧困なんかもクローズアップされてきました。そうした中で、世界の100か国の国々では国民の暮らしが大変だということで、消費税を減税したり、凍結したりした国があります。100か国。日本共産党は、市民、国民の暮らしが大変だということで、消費税を5%に一時減額しようという要求を国にしております。そういう意味で、本当に今暮らしが大変な中で、消費税の占める割合、これを軽減して市民の暮らしを守る、そういう意味でさらに輪をかけるこのインボイス制度は、ぜひ意見書の賛成のほうよろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 意見ということで、これ先ほどのあれではないのですけれども、石嶋委員、今の商店街が今数字出して言っていましたけれども、厳格な根拠あるのですか、本当に消費税上がって、それ全部シャッター閉めたという。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） そうですよ。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 厳格な本当にその根拠あるのですか、それ。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） あります。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） では、言ってください。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 平成元年4月1日に3%に消費税が導入されました。それで、平成9年度、5%に増税されました。先ほど言いましたように、平成3年度に1,960店舗あったのは5%になって、1,765店舗に減りました。平成26年度8%に増税されて983店舗に、消費税の税率が上がるたびに、店舗数が減って

おります。令和元年の資料はまだ出ておりませんが、平成28年度で先ほど言いましたように、1,010店舗に減っております。これは、消費税の税率を上げるたびに、商店数が減っているのを如実に表しております。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 消費税のパーセントがいかにも日本だけを見て言っていますけれども、日本より倍も3倍も取っている国があるのです。それを言わないで、日本だけに絞って。だから、商店も減ったというのはいかにも消費税で縮小されたと言うけれども、それ以外にもいろいろな要素があるわけです。意外と商店街見てください。消費税であんなったのですか。違うのです。だから、そのほかから持ってきたその数字だけで言わないでください、共産党。インボイスの本心は、1,000万円以下の人たちにもきちんと光を当てて、光という言い方はふさわしくないかもしれませんが、きちんとそういった方でダークな部分からもきちんと取りましょうという。ただ、中には苦しい人もいるでしょう。1,200万円やっている企業、999万円にして、あと別会社にしてというたくさんあるらしいから。だから、国が500万円の事業者も、1,500万円の事業者も全て、だからその帳簿をちゃんとつければ公正公平になるからという制度なのですから、私らはインボイス制度中止を求める意見書は当然反対です。

○委員長（藤澤和成君） それではこれより採決いたします。

請願第4号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手少数。よって、本件は不採択と決しました。

以上で、請願第4号の審査を終了します。

それでは執行部の入室を願います。

〔執行部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 続いて各議案について所管部ごとに審査をまいります。

初めに、市長公室です。議案第12号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について（分割付託）」を審査願います。

市民協働課から説明を願います。

小林市民協働課長。

○市民協働課長（小林 均君） 市民協働課、小林です。着座にて失礼させていただきます。失礼します。

それでは、議案第12号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきます。このたびの条例の一部改正につきましては、「男女共同参画推進協議会」を「筑西市附属機関に関する条例」別表第1に追加いたしまして、併せて裏の2ページの上から3行目の2にございますように、「筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」の別表第2第2項に定めた「男女共同参画推進委員会」を「男女共同参画推進協議会」に改めるものでございます。本市における男女共同参画推進委員会につきましては、男女協働の推進及び普及啓発を広く効果的に行うために平成22年に設置されまして、委員15名以内で組織されてございます。一方で、国では働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目指しまして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を定めまして、第27条で市町村が

「女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う協議会」を組織することができると規定しております。このことから、本市におきましても、取組の効果的かつ円滑な実施を推進するために、男女協働推進委員会を男女共同参画協議会へと改めるものでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 1ページの別表第2項の表、青少年センターの運営協議会のページを削るとありますが、どういう理由で削るのか、お願いいたします。

（「すみません。青少年センターのほうは……」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺貴子君） 申し訳ありませんでした。そちらの青少年センターのほうは、内容が重複するような協議会が別にもう既にありますので、1本に絞るということで、今回は青少年センター運営協議会のほう、そちらを削除するという流れになったということでございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） そうしますと、重複して1本に絞るということで、男女共同参画推進協議会の中身はどのように充実するかどうか、お伺いします。

○委員長（藤澤和成君） 小林市民協働課長。

○市民協働課長（小林 均君） お答えいたします。

女性活躍推進法につきましては、協議会を地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行うと規定してございます。推進委員会につきましては、これまでもワーク・ライフ・バランス研修等の女性活躍、職業に関する取組を行ってございました。その中で、このたびにつきましては、既に女性活躍推進法に基づく規定される協議会の役割については一部果たしてきてございまして、このたびの条例改正によりまして、女性活躍推進法に基づく協議会というふうに改めるということ、法的な位置づけを確保するということが大きな目的でございます。また、これに伴いまして、女性活躍に関する事業につきましても、さらに推進していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） やはり女性の活躍ということでは、国際的にも日本のジェンダー平等がOECDの中で最下位だと言われております。ぜひ女性の活躍を応援する施策に取り組んでいただきたいと強く思います。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 答弁結構ですね。

○委員（石嶋 巖君） はい。

○委員長（藤澤和成君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） それでは質疑を終結いたします。



議案第12号について、討論を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決をいたします。

議案第12号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について(分割付託)」の賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

以上で市長公室の審査を終わります。

ここで、執行部の入れ替えてお願いいたします。

〔市長公室退室。総務部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、議案第13号「筑西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、審査願います。

総務課から説明を願います。

廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬栄子君） おはようございます。総務課の廣瀬でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（藤澤和成君） すみません。説明されるときはマスクを外してください。

○総務課長（廣瀬栄子君） 議案第13号「筑西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」ご説明いたします。

本条例につきましては、「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことにより、地方公共団体に係る個人情報保護制度の運用が令和5年4月1日以降、現行の条例から法律に基づいて運用されることから、当該法律に対応するために制定するものでございます。

条例の内容についてでございますが、第1条は趣旨としまして、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、必要な事項を定める旨を規定するものでございます。

第2条は、定義としまして、条例内における実施機関の定義及び用語について規定するものでございます。

第3条から第6条については、法律から条例に委任された事項について規定するものでございます。

第3条は、開示請求の手続を行うための開示請求書の記載事項について、法律が掲げる事項以外にも規則で定める事項を記載することができる旨を規定するものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。第4条は、開示請求に係る手数料としまして、従来から引き続き手数料を無料とし、写しの交付及び送付に要する費用のみ開示請求者に負担していただく旨を規定するものでございます。

第5条及び第6条は、訂正請求及び利用停止請求の手続を行うための請求書の記載事項について、法律が掲げる事項以外にも規則で定める事項を記載することができる旨を規定するものでございます。

第7条は、この条例の施行に関し必要な事項について、実施機関が定める旨を規定するものでございます。

最後に附則でございますが、第1条は本条例の施行期日について、改正法の施行に合わせ令和5年4月1日と規定するものでございます。

第2条は、本条例の制定に伴い、現行の筑西市個人情報保護条例を廃止するものでございます。

第3条は、現行の筑西市個人情報保護条例の廃止に伴う現行の運用に関する経過措置を規定するものでございます。

第4条及び第5条は、本条例の制定及び現行の筑西市個人情報保護条例の廃止の影響を受ける筑西市情報公開条例の改正及び改正に伴う経過措置について規定するものでございます。

第6条は、附則第4条と同じく、影響を受ける筑西市行政不服審査会条例の改正について規定するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この条例によって、個人情報の保護のセキュリティーの度合いと申しますか、それが高まるのかどうか伺います。

○委員長（藤澤和成君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬栄子君） この条例改正によってどう変わるのかということでございますが、市独自の条例に基づき運営してきたものが、全国共通のルールに基づく制度となるものでございます。セキュリティーに関しましても、これまでと同様に運用していくものでございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 個人情報のブラックマーケットと申しますか、フィリピンに犯罪者がいて、凶悪事件が起きました。茨城県では龍ヶ崎市とかつくば市、それと兵庫県とか、埼玉県、最近では福島県の被災者の方が強盗殺人に遭いました。これもみんな資産情報と申しますか、それが流れているということで、ピンポイントで犯罪が行われているわけです。ですから、そういう意味でぜひ個人情報保護、特にこの第2条の固定資産税評価審査委員会を言うということで、こういうところもやはり個人情報保護という意味では厳格に保護していただきたい。これは意見ですので、回答は結構です。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

議案第13号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決をいたします。

議案第13号「筑西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。

よって、本案は採決されました。

以上で総務部の審査を終わります。

ここで、執行部の入れ替えをお願いします。

[総務部退室。企画部入室]

○委員長（藤澤和成君） 続いて、議案第7号「筑西市建設計画の変更について」を審査願います。

企画課から説明を願います。

板橋企画課長。

○企画課長（板橋 勝君） 企画課、板橋です。よろしくお願います。着座にて失礼します。

○委員長（藤澤和成君） 説明されるときはマスクを外していただきたいと思います。

○企画課長（板橋 勝君） 議案第7号「筑西市建設計画の変更について」ご説明いたします。

筑西市建設計画の一部を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この筑西市建設計画の変更は、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が一部改正されたことに伴い、計画期間の延長が可能となったことから、本計画の計画期間の再延長を行うものとするものでございます。

具体的に申し上げますと、平成30年4月25日に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の一部改正が公布、施行され、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法のことですが、同法に規定されるいわゆる合併特例債を発行できる期間についての特例が5年間さらに延長できることになりました。これを受け、本市といたしましても、今後とも合併特例債を有効活用して、各種事業を展開し、合併のまちづくりにおいてさらなる市の一体性の確保や均衡ある発展を図っていく必要があることから、合併特例債の発行の裏づけとなる筑西市建設計画について、計画期間をさらに5年延長し、計25年度に、すなわち令和11年度までを計画期間とする変更を行うものでございます。

別紙といたしまして、筑西市建設計画変更案の新旧対照を添付してございます。こちらの1ページをお開き願います。ページの中ほどなのですが、4、計画期間を御覧ください。2行目の後半から左側の現行では、合併期日の属する年度及びそれに続く20か年度となっておりますが、右側の変更案では合併期日の属する年度及びそれに続く25か年となっております。このように5年間の計画期間の延長を行うものでございます。

次に、2ページをお開き願います。そのほかの計画変更の内容としましては、計画期間の延長に対応して、計画書に記載されている文言等の時点修正のために追記や修正を行うもので、こちらについては37ページまでございます。

次に、37ページをお開きください。ページ一番下の財政計画です。こちらは38ページに続きますが、計画に含まれている財政計画につきましても、計画期間の延長に対応して見直しを行い、38ページ以降に記載しているところでございます。なお、本計画の変更に当たりましては、庁内関係各課と調整をするとともに、合併特例法第5条第8項に規定する県担当課との協議も行ったところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 今回……

○委員長（藤澤和成君） マイク押してください。すみません。

○委員（尾木恵子君） 今回の改正が第4回というふうに、変更、第4回の変更に当たるみたいなのです

けれども、これって合併協議会がまず第1回目だと思うのですけれども、それから今回で4回目ということで、この現行と変更点の対照表というのは、要するにこの間の第3回変更のことが現時点になっているわけですか。

それで、ちょっと細かいことを聞くようなのですが、6ページ、6ページの変更案の中に、2番の(1)生涯学習関連施設ですか、そこのところに変更になっているのがスピカコミュニティプラザの人数、括弧して人数あるのですけれども、これ現行は260人なのですが、変更案としては240人、減っているのですけれども、この辺はなぜなのでしょう。すみません。

○委員長(藤澤和成君) 板橋企画課長。

○企画課長(板橋 勝君) すみません。まず、現行案というのは第3回の変更の案です。それで、今回は第4回ということで変更ということです。

それで、すみませんが、ちょっとそこのところなのですが、各課に庁内で今回の変更に当たりまして、現時点でどういった形で施設になったかということを確認して、それを反映させていまして、こちらについては管財課のほうでの担当なので、そこまで調べていなかったの、今日ちょっと資料がございません。申し訳ございません。

○委員(尾木恵子君) 分かりました。

○委員長(藤澤和成君) いいですか。

増淵委員。

○委員(増淵慎治君) では、これ確認ね。私が合併特例債、当然合併した当初は、新市建設計画というのは3町、4町で練るやつをつくりました。課長の説明のとおり、震災があって、震災地は合併特例債を延期できるということで、我が市も当然それを手を挙げたわけね。今回また令和11年まで延長できるという、それは非常にいい法律だと思うのです。この間、説明聞いて、私も確認なのです、合併特例債、これから新たに使える金額、この間説明本会議でやってもらったのですけれども、再度金額と、事業はこれから決めるのでしょうから、金額だけでいいです。

○委員長(藤澤和成君) 板橋企画課長。

○企画課長(板橋 勝君) この前の全員協議会で説明させていただいたときには、終わった事業、それからこれから継続する事業、新規事業ということで3通り説明させていただきました。その中で、終わった事業、それから継続している事業を継続事業、これからも続くわけなのですが、それを行った場合でも45億円程度残るとということで、その45億円については、まずは道の駅拡張整備事業に活用させていただければということで今考えています。それ以外にもこの前も説明させていただいたのは、玉戸・一本松線整備事業、あちらについてが、今後資材高騰とか、そういったことが見込まれるので、そちらでもしかすると事業費増加になる点とか、あるいは今明野地区の義務教育学校を整備しましたが、今後はほかの地区での義務教育学校の整備に充ててはどうかというふうな、ちょっとそういった3点ほど、新規事業に関連して、今後の使い道として説明させていただきました。

以上です。

○委員長(藤澤和成君) 増淵委員。

○委員(増淵慎治君) 私も議員にならさせていただいて、物すごく合併特例債は状況のいい特例債なので、筑西市はね、私の記憶では最初のやった事業は防災無線なのです。防災無線を特例債を使って、やっ

た事業は防災無線が、それからいろいろ事業をやりましたよね。45億円という、なので、これからいろいろ事業の議論をするのだと思いますけれども、ぜひせっかくいただいた特例債の枠なので、皆さんに納得いくような使い方をしてもらいたいというお願いですね。よろしくお願ひしたいと思います。答弁はいいです。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 9ページになります。4の新市建設に向けた主要課題、(1)で、安全で安心して暮らせるまちづくりです。新のほうの下から3行目のさらに障がいがあってもということで、旧のほうでは漢字です、新は平仮名になっております。これはとてもいいことだと私は思うのですが、その辺の理由と、それと、いや、増淵委員、これ大事なのです。この障がいがあっても、普通に暮らすことができるノーマライゼーション、社会の実現やバリアフリーのまちづくりを進めということでありますが、それらの今ある課題とか問題についてお伺ひいたします。

○委員長（藤澤和成君） 板橋企画課長。

○企画課長（板橋 勝君） 障害の「害」は、やはりその世の中の流れで、障害者の方々がその「害」という言葉を取ってしまうと、害なのかということなので、市のほうでも障がいは平仮名で、障がい福祉課も、そういった意味に合わせた修正ということです。すみませんが、障害のことになってしまうと、私、ちょっと。

○委員（石嶋 巖君） そうですか。

（「担当が違うんだ」と呼ぶ者あり）

○企画課長（板橋 勝君） 担当課は障がい福祉課のほうで担当して、そちらのほう詳しいかと思うので、私はそこまでちょっと詳しくなくて申し訳ございません。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） このノーマライゼーションということがうたわれていますが、これ本当に血肉にしていくというか、そういうことが私は本当に必要なのかなというふうに思います。これは意見ですから、答弁結構です。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 今後の議決やら委員の情報共有としてちょっと1点お聞きしますが、この建設計画が変更になるということで、合併特例債の使い道、今3点ぐらいほど挙げてもらいましたが、そのうちちょっと1点だけ確認したいのですが、先ほど事業名として玉戸・一本松線の事業ですよね、その話が出ていましたが、材料費高騰という話が課長のほうからちょっとありましたが、不測で話しますが、まだそこまでいっていないと思いますが、あそこを流れている路線計画の中で河川、それと鉄道、恐らく両方高架橋になるのだろうけれども、以前の部長の答弁で、あそこは県のお力をいただいて実施していくのだという旨の答弁が、何度聞いてもそういう答弁だったと思うのですが、そういうことは含まれないという認識でよろしいですか。

○委員長（藤澤和成君） 板橋企画課長。

○企画課長（板橋 勝君） 今の事業費では、あそこは市のほうで施工するというふうなことで、事業費は今のところ見込んでいます。ただ、まだ県との協議が私たちもちょっとどうなっているか分からないのですが、事業費としては最大限かかるというふうなことを見込まなくてははいけないということで、事業費

計画上は見込ませてもらっています。ただ、県との協議は私どもでちょっと分かっていないので、そちらについてちょっと土木のほうで問い合わせさせていただければと思うのですが、申し訳ありません。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） そうしますと、先ほど残りの残高、合併特例債の案内がありました。全額含まれているということは、それはもう織り込み済みの額は抜いた残高という認識でよろしいですか。

○委員長（藤澤和成君） 板橋企画課長。

○企画課長（板橋 勝君） そのとおりです。ですので、河川も市で施工するというふうな一応事業費を見込んでということで上げてもらっています。おっしゃるとおりです。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） ちょっと多分議員も委員も勘違いしている部分があると思います。きっとあれは県の事業として推進していくという、もうこれ公式答弁でありますから、部長のほうから。ですから、それに合併特例債が全額市でやるということで組み込まれているというのは、多分ちょっと認識不足があるかも、今後の議論になっていると思いますけれども。恐らくその辺がちょっと気になったものですから、今質疑させていただきました。ありがとうございます。

○委員長（藤澤和成君） 板橋企画課長。

○企画課長（板橋 勝君） 今のちょっと誤解あつては申し訳ないと思うのですが、あくまでも市としては玉戸一本松線を完成させるためには橋が必要だと思うのです、どんなことあつても。それをまだ市でやるか県でやるかということがまだはっきりしていない段階で、市としてはやっぱり最大限の事業費、かかる分だけの事業費を見込まなければということで、その計算上盛り込ませてもらっているという、それだけです、計算上。ということで、そういうふうにご理解していただきたいのです。県との橋をどうやり取りするかとなると、私どもでは分からないので、そこは土木のほうにちょっと確認していただければと思って、私ができる答弁は以上です。すみません。お願いします。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 最後にいいですか、一言だけ。ちょっとご理解くださいと言つても理解ちょっとその辺だったら見切り発車だったということですか。今まで議会でさんざん答弁、土木の部長、課長にも詮ないことですが、さんざんやってきて、それが見切り発車だったということになると、いかななものかと。土木とこれ今後あれします。分かりました。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 31ページ、スポーツレクリエーション、スポーツ施設の整備及びスポーツイベントの開催、どういうことを企画していますか。

○委員長（藤澤和成君） 板橋企画課長。

○企画課長（板橋 勝君） 今のところ、今までのイベントということになると、ちくせいマラソン、それから各種スポーツ大会があったと思うのですが、そちらを行っていくという、そういうふうを考えています、こちらについては。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 施設の整備はどこを考えています。スポーツ施設の整備。予算化してあるので

しょう。ここにこんなもう立派な企画書ができていますから、どこなのでしょう。スポーツ施設って。

○委員長（藤澤和成君） 板橋企画課長、答弁願います。

○企画課長（板橋 勝君） こちらは計画ですので、今後計画するものもありますし、現状としてはスポーツ施設については、今のところは計画には入っていないのですが、どういう展開になるかはちょっと今後なると思いますので。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 5年前に市長が、大きなビジョンを挙げました、多目的運動場。部にはそういう意識がないのだ。市長が唱えていることに対して、各部がそれに応じるような組織になっていないのだね。はい、分かりました。

○委員長（藤澤和成君） 板橋企画課長。

○企画課長（板橋 勝君） すみません。今についてちょっと誤解があったかと思うのですが、計画としてはそういった多目的運動場を計画していて、事業としても進めています。すみません。私の言った意味は具体的なという意味でとちょっと私解釈してしまいましたので、ちょっとそこは申し訳ございません。だから、多目的運動場については、そういったことで事業としては検討には入っていると思うのですが、私の言った意味では具体的なスポーツ施設という意味で、私は答弁させていただきましたので、そこが誤解あったことは申し訳ございませんでした。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

議案第7号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決をいたします。

議案第7号「筑西市建設計画の変更について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第8号は複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

企業誘致推進課から説明を願います。

市村企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（市村理弘君） 企業誘致推進課の市村と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第8号のうち、企業誘致推進課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願いたいと思います。8ページ、第3表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款2 総務費、項1 総務管理費、事業名、つくば明野北部工業団地地区専用水道施設整備事業792万円の繰越

明許をお願いするものでございます。これは、専用水道整備施設に関わる事業用地の取得について、土地の登記手続が令和5年5月頃に完了する見込みであり、用地費及び補償費の支出が登記手続完了後となるため、その費用について令和5年に繰り越すものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で企画部の審査を終わります。

ここで、執行部の入れ替えをお願いします。

10分休憩しますので、11時10分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

〔企画部退室。財務部入室〕

休 憩 午前10時56分

---

再 開 午前11時 9分

○委員長（藤澤和成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、財務部所管の審査に入ります。

議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、財務部所管の補正予算について審査を願います。

財政課から説明を願います。

岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） 財政課、岩岡です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書10ページ、11ページをお開き願います。第5表、地方債補正の1、変更でございます。表の一番下の行、臨時財政対策債について限度額の変更をお願いするものでございます。これは、発行可能額の確定に伴い、7億円から1億7,210万円を減額し、5億2,790万円とするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款10地方特例交付金、項1目1節1、説明欄1、地方特例交付金は、今年度の交付額の確定により、4,352万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、住宅ローン減税の実施に伴う本市の市民税の減収分を補填するために、国から交付されるものでございます。

次に、款11項1目1節1地方交付税、説明欄1、普通交付税は、同じく今年度の交付額の決定により、より2億4,304万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、普通交付税につきまして、当初予算計上額68億円に対しまして、増額の決定がされたことによりまして、増額分を補正するものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。款18項1寄附金、目12節1、説明欄1、企業版ふ



るさと納税寄附金に1,010万円の増額をお願いするものでございます。これは、企業版ふるさと納税寄附金といたしまして、令和4年8月から令和5年1月までに15社から、本市の15事業を応援していただくということで寄附の申出があったものでございます。お配りしておりますこちらの別紙になりますけれども、令和4年度企業版ふるさと納税寄附企業・寄附金額・応援事業の一覧表、(令和5年2月末現在)を併せて御覧いただきたいと存じます。企業名の左側の番号、7番から説明を説明させていただきます。まず、9月13日に、長野県長野市の株式会社角藤様から10万円の寄附の申出がありました。応援事業は、小中一貫教育推進事業でございます。次に、9月15日に桜川市のやまと技研株式会社様から10万円の寄附の申出がありました。応援事業は、定住促進住宅取得支援事業でございます。次に、9月19日に神奈川県横浜市のクイックC X O株式会社様から10万円の寄附の申出がありました。応援事業は、商業活性化補助事業でございます。次に、9月21日につくば市の株式会社若柳建築事務所様から10万円の寄附の申出がありました。応援事業は、保育士確保促進事業でございます。次に、11月7日に土浦市の常伸電通システム株式会社様から10万円の寄附の申出がありました。応援事業は、ふるさと納税推進事業でございます。次に、11月9日に水戸市の東邦厨房株式会社様から10万円の寄附の申出がありました。応援事業は、西部医療機構運営支援事業でございます。次に、11月22日に東京都千代田区の日本ケミファ株式会社及びその下になりますが、日本薬品工業株式会社様からそれぞれ50万円の寄附の申出がありました。応援事業は、西部医療機構運営支援事業でございます。次に、同じく11月22日に古河市のハムリー株式会社様から200万円の寄附の申出がありました。答弁事業は、消防団活動費でございます。次に、12月24日に北海道札幌市の株式会社セコマ様から30万円の寄附の申出がありました。応援事業は、誕生祝い金事業でございます。次に、1月24日に東京都千代田区のエネグローバル株式会社様から500万円の寄附の申出がありました。応援事業は、誕生祝い金事業、小学校、中学校入学祝品支給事業、地域創生学生交流事業、高齢者クラブ活動等社会活動促進事業、高齢者等ごみ出し支援事業でございます。次に、1月25日に愛知県西尾市の金山化成株式会社様から30万円の寄附の申出がありました。応援事業は、小学校入学祝品支給事業でございます。このほか、企業名の公表を希望されていない企業3社から寄附をいただいております。寄附の申出日、金額につきましては、上から順に8月8日に20万円、11月22日に20万円、1月18日に50万円でありまして、応援事業は地域情報化推進事業、小学校、中学校入学祝品支給事業、道の駅グランテラス筑西維持推進事業でございます。

それでは、すみません。補正予算書の18ページ、19ページをお戻りいただきたいと存じます。款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算に伴う収支調整のために、5億6,398万4,000円の減額をお願いするものでございます。これは、令和4年度事業の確定によりまして、決算剰余金が見込まれることから、その一部を活用し、財政調整基金繰入金の減額、繰戻しを行うものでございます。

続きまして、款20項1目1節1繰越金、説明欄1、前年度繰越金に7億8,291万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和3年度決算により生じた繰越金のうち、予算未計上分を増額、予算計上するものでございます。令和3年度からの繰越金につきましては、決算剰余金30億8,308万2,000円ございまして、そこから令和4年度当初予算に計上いたしました7億円を除きました23億8,308万2,000円につきまして、令和4年度の補正予算の財源としまして活用してまいりました。これまでの活用額が16億16万7,000円でございます。今回の補正予算では、その残額予算未計上分を予算計上するものでございます。

続きまして、款22項1市債、20ページ、21ページをお開きいただきまして、目13節1、説明欄1、臨時財政対策債に1億7,210万円の減額をお願いするものでございます。これは、地方債の補正でご説明いたしましたとおり、今年度の発行可能額の確定による減額でございます。

続きまして、22ページ、23ページをお開き願います。3、歳出でございます。初めに、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、基金管理費に4億318万1,000円の増額をお願いするものでございます。内訳といたしまして、福祉事業基金積立金98万9,000円の増額は、個人及び団体からの指定寄附金を積み立てるものでございます。次の地域医療推進事業基金積立金1億円の増額は、株式会社廣澤精機製作所様からの茨城県西部医療機構による検診センター整備事業の指定寄附金を積み立てるものでございます。次の森林環境基金積立金219万2,000円の増額は、森林環境譲与税の増額及び森林環境譲与税充当事業の事業費確定による余剰金を積み立てるものでございます。最後に、庁舎建設事業基金積立金3億円の増額につきましては、将来必要となる庁舎建設を目的とした基金への積立てでございます。昨年度同額を積み立てるものでございます。

続きまして、目6企画総務費、説明欄、ふるさと納税推進事業をはじめ以下14事業につきましては、歳入でご説明申し上げました企業版ふるさと納税寄附金を充当するものでございまして、補正予算書の表中央付近に掲載しております補正額の財源、内訳の欄におきまして、特定財源のその他を増額し、一般会計を減額する財源更正でございます。大変申し訳ありませんが、個別の説明は割愛させていただきます。

以上で、財政課所管の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 補正予算書……

○委員長（藤澤和成君） マイクお願いします。

○委員（小倉ひと美君） 補正予算書の……

（「全然聞こえないよ。もっとマイク前出せばいいんだ」  
と呼ぶ者あり）

○委員（小倉ひと美君） （続）はい、すみません。補正予算書の18、19ページの企業版ふるさと納税寄附金ですが、資料のほうをご用意いただきまして、ありがとうございます。こちらのほうをこのようにたくさん寄附をいただけたことはすごいよかったと思うのですが、この寄附をいただくために、部署として営業活動みたいのを行ったかと思うのですが、特に手応えを感じるような営業活動、効果的なアプローチ、何だったか教えていただければと思います。

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、今年度につきましては営業活動、これは市長のトップセールスも含めまして、あと我々職員で営業活動を行いました。やはり実際に対面で営業活動を行いますと、その寄附の金額も比較的高額といたしますか、そのようなこともありましたので、これは非常に効果的だったというふうに考えております。それに対しまして、今年度から営業活動の一部を委託しております。株式会社ジチタイアドというところに委託しているのですけれども、そちらからの寄附につきましては最低額の10万円がほとんどでございました。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 一部を委託ということで、委託された分の寄附額が10万円だけ。

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） 1件当たりの金額が10万円以上ということになりまして、その最低額の10万円がほとんどだったということでございます。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） そうすると、やはり対面でのが効果的だということで、この委託をしていただいたお金と委託料比較するとどうだったのか、お願いします。

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） お答えいたします。

こちらは、基本的に寄附が成立したときに手数料を支払うものでございますので、寄附が成立しない限り委託料は発生しないものでございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 同じくこの企業版ふるさと納税寄附金なのですが、応援事業ということで、この事業に応援しますということで寄附いただいているわけですが、この応援事業に使ってこうなりましたというのは、寄附していただいた企業にご報告というか報告、こういうふうによくなりましたみたいな、そういう返し方というのはどのようにしているのかお伺いします。

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） 答弁いたします。

今年度は、企業ふるさと納税も2年目を迎えます、先ほど小倉委員からもありました企業の訪問するとき、前年度寄附をいただいた企業に対しましては、ほぼ全て訪問していきまして、そのときに1枚のパンフレットみたいのを作りまして、ご寄附いただいた寄附に対してはこの事業に有効に使わせていただきましたという事業の簡単な説明と、このような費用に充当させていただきましたという説明をしております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） もし差し支えなければ、そういったパンフレットいただきたいということです。

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） かしこまりました。幾つかまだございますので、後でお届けしたいというふうに考えております。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第14号「筑西市税条例等の一部改正について（分割付託）」、審査願います。

では、収税課から説明を願います。

古宇田収税課長。

○収税課長（古宇田修一君） 収税課の古宇田です。どうぞよろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案第14号「筑西市税条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。

この件に関しましては、所管の部が複数にまたがりますので、関連がございます関係で、私のほうから一括してご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、2月7日の議会全員協議会においてご説明させていただいておりますが、筑西市税条例の中の督促手数料1通100円の規定を削除させていただくものでございます。督促手数料につきましては、督促状を送送するための事務費として1通当たり100円を徴収しておりますが、納付方法の多様化や金融機関の働き方改革による窓口体制の縮小化、さらには国の制度改正、金融機関窓口において市税等の督促状発送にかかる督促手数料の納付書への追記ができなくなることを受けて、廃止するもので、市税に合わせて関連する使用料等の督促手数料についても廃止するものでございます。今回の改正において対象になりますのは、市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料、下館結城都市計画事業八丁台土地計画整理事業清算金、公共下水道使用料、公共下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業分担金、農業集落排水処理施設使用料、こちらの12の市税等になります。このことにより、改正条文の第1条、筑西市税条例の一部改正から第10条、筑西市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正までの10条例について、督促手数料の文言を削除するとともに、関係条文を整理するものでございます。

また、附則といたしまして、施行期日を令和5年4月1日とし、経過措置として、条例の施行前に納期限が到来した分の督促状に係る督促手数料は従前の例によることとしてございます。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

議案第14号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決をいたします。

議案第14号「筑西市税条例等の一部改正について（分割付託）」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

以上で、財務部の審査を終了します。

それでは、執行部の入れ替えをお願いいたします。

〔財務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（藤澤和成君） では次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

環境課から説明を願います。

大木環境課長。

○環境課長（大木孝仁君） 着座にて失礼いたします。

議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、環境課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6目6雑入、節6雑入（衛生）、説明欄45、資源物売却収入1,122万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、市がリサイクルステーションに排出された資源物を収集運搬し、指定する業者に売却した金額でございます。資源物の売却金額が物価高騰の影響で上昇したことによりまして、収入金額が増加したためでございます。詳細につきましては、歳出でご説明いたします。

次に、26、27ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ・し尿処理費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、ごみ減量リサイクル推進事業につきまして、1,122万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。この事業は、リサイクルステーションに排出された資源物を売却した収入を財源としまして、自治会等で構成される団体に交付金を交付するものでございます。これは、資源物の売却金額が上昇したことによりまして、収入金額が当初見込みより増加することから、支出交付金も増加するため、歳入と同額の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この資源物売却収入で、物価高騰もありますけれども、数年でこれざっくりで結構なのですが、収入というのは上がっているのですか、下がっているのですか。それだけ伺います。

○委員長（藤澤和成君） 大木環境課長。

○環境課長（大木孝仁君） まず、回収量の説明なのですが、回収量につきましては、令和元年度から令和3年度まではほぼ横ばいでして、令和4年度は若干上昇傾向にあるということで、収入につきましても増加傾向にございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） やはり車運転していると、ペットボトルとかいろいろ缶コーヒーの缶とか捨ててありますけれども、やはりこれ市民の啓蒙の取組も必要かなと思いますので、ますます資源物のリサイクル、そうした普及をしていくことが必要かなと思います。これは意見です。結構です。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 同じく26ページ、ごみ減量リサイクル推進事業なのですが、売却代が上がったということなのですが、何%ぐらい売却代が上がったのか、お願いします。

○委員長（藤澤和成君） 大木環境課長。

○環境課長（大木孝仁君） お答えいたします。

この売却の品目なのですが、何種類かございまして、主に上がったのが缶類と古紙類ということで、令和3年度の上半期分、この交付金は4月から9月までの上半期と10月から3月までの下半期ということで、年2回に分けてそういった登録団体に交付しているのですが、どれぐらいということなの

で、例に取るのは令和3年度の上半期分と令和4年度の上半期分について、缶類と紙類なのですが、今からちょっとお伝えします。まず、缶類なのですが、缶類はアルミ缶でございます。これが令和3年度の上半期で753万7,486円でございます。令和4年度の上半期分でございますけれども、1,414万4,717円ということで、88%の上昇となっております。続きまして、同じ缶類のスチール缶でございますけれども、令和3年度の上半期でございますけれども、101万526円、令和4年度の上半期分が174万3,406円ということで、73%の上昇となっております。最後に紙類でございますけれども、紙類が令和3年度の上半期分でございますけれども、92万196円ということで、令和4年の上半期分が209万7,670円ということで、128%の上昇となっております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。かなり上昇しているということで、もっとリサイクル率を上げることで、さらに自治会に交付できる金額も増えてくると思うので、リサイクルの推進とか周知活動よろしくをお願いします。あと、特に古紙なんかは、まだ分別がそれほど行き渡っていないのかなと思うところが数多く見られるので、その辺の周知をすることで、ごみの減量にもなるし、この収益にもつながると思うので、お願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

次に、市民安全課から説明をお願いします。

金谷市民安全課長。

○市民安全課長（金谷多美子君） 市民安全課の金谷です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、市民安全課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

22、23ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目13交通安全対策費、説明欄、交通安全対策推進事業について、145万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、下館駅南及び下館駅北自転車等駐車場の指定管理業務において、新年度からの利用料金無料化に伴い、定期利用の事前申込みがなくなったことによる収入減及び新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少したことにより、当初の収支計画に対して、利用料金収入が大幅に減少していること、また電気料金高騰に伴い、支出が増加していることから、指定管理委託料を増額し、指定管理者の事業運営を支援するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第8号について全ての部の説明質疑を終了しました。

議案第8号について討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決をいたします。

議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の審査を終了します。

執行部の皆様はご退席願います。お疲れ様でした。

[執行部退席]

○委員長（藤澤和成君） これで総務企画委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時38分